

**藤沢市民病院診療材料調達管理業務委託
公募型プロポーザルにおける業務委託仕様書**

1 業務名

藤沢市民病院診療材料調達管理業務

2 業務目的

物品の調達管理業務を委託することにより、同業務を効率的、効果的に実施し、継続的に診療材料費の削減効果の創出と業務の合理化を図る。

3 委託期間

2023年(令和5年)4月1日から2026年(令和8年)3月31日までとする。

なお、業務委託契約は単年度とし、最大で2026年(令和8年)3月31日までの契約を予定しています。

4 業務対象施設概要

所在地：藤沢市藤沢2丁目6番1号

施設名：藤沢市民病院(以下「当院」という。)

病床数：536床(一般530床、感染症6床)

一日平均入院患者数：416.9人(令和3年度)

一日平均外来患者数：1291.9人(令和3年度)

5 業務内容

(1) 基本事項

ア 医療の質の向上及び安全を確保し、患者へのサービス向上ができること。

イ 業務パートナーとして、当院の立場に立った業務運営ができること。

ウ 業務の効率化及び合理化、継続的なコスト削減により当院の経営改善に貢献できること。

エ 医療スタッフとの協調を重視し、信頼を確保できること。

オ 当該業務の運営を支障なく開始できるよう運営準備を進め、2023年(令和5年)4月1日から適正に業務を開始できること。

カ 当該業務に関し、準備期間及び業務開始後も当院及び施設スタッフに対する周知、教育が徹底できること。

(2) 調達に関する事項

- ア 当院が必要とする物品、併せて新たな物品の要求にも対応できること。
- イ 物品を一括調達し、業務対象施設に納品又は卸売業者に納品させること。
- ウ 受託者が卸売業者・製造業者等と購入契約を締結する調達業務方式の場合は、卸売業者・製造業者等への代金支払い業務を行うこと。
- エ 一括調達に伴い、見積手続き、価格交渉支援等を公正かつ公平に行うため、見積結果、価格交渉の結果及び市場価格等を当院に開示できること。
- オ 計画的及び効率的に価格交渉を行い、適正な価格で調達できること。また、受託者は公平性・透明性を担保するため、調達する全物品を対象として受託者の仕入れ価格を当院に開示できること。
- カ 物品の品目選択は当院が決定すること。
- キ 手術室、アンギオ室等の持込み材料も調達・材料費削減の対象とできること。
- ク 共同購入等によるスケールメリットを享受できること。
- ケ メーカー間、卸売業者間の競争を促すことが可能なこと。
- コ 継続的な診療材料費削減活動が可能なこと。

(3) 納品に関する事項

常に業務に支障が生じることがないように、各部署に必要な診療材料が必要なときに使用できるよう当院が指定する卸売業者に納品させること。

(4) マスタに関する事項

- ア 本業務の遂行に必要な管理マスタを作成し、随時更新等をできること。
- イ 一括修正・登録等にも同様に対応できること。
- ウ 全国統一コードかつ使用単位による管理がなされること。
- エ 当院で使用する独自コード等が複数登録可能であること。

(5) 購買管理に関する事項

購買実績の分析を行い、当院の経営の合理化及び効率化に貢献できること。また、月次決算に必要なデータを指定する期日に提出できること。

(6) 情報提供及び改善支援に関する事項

- ア 全国の実勢価格情報を提供できること。また、他の医療機関と比較ができるように同一物品は同一コードで管理を行うこと。
- イ 定期的に当院と協議し、同種同効品の整理及び発生防止、新規採用の適正化等を提案、支援できること。
- ウ 新技術、新製品等に関する情報提供ができること。
- エ 当院が開催する診療材料選定委員会等に参加し、物品の市場価格等の情報、医療スタッフの意見聴取をもとに、次の提案及び報告ができること。

- (ア) 全国の市場動向（価格情報）を基にした価格削減計画を策定し、提案すること。
 - (イ) 価格削減計画の進捗状況を報告すること。
 - (ウ) 同種同効品を精査し、必要最小品目での統一化を図るように提案すること。
 - (エ) 同種同効品を精査し、より安価な同等品を提案すること。
- オ 継続して受託している他の病院と価格比較が可能であること。
- (7) 災害時等に関する対応
 - 本業務は日常的には受託者が対象物品を納品・供給する必要はないが（受託者の提案に基づき当院と受託者で協議の上、当院が最終決定した卸売業者が納品する）、震災や風水害等による災害時又は社会情勢等により対象物品の納入が不安定で当院が必要とする際には、受託者の全国流通網を活用のうえ、当院に継続供給可能な体制を有していること。
 - (8) 契約満了時の業務引継ぎ
 - 受託者は、次期業務受託者の決定後は、次期業務受託者が業務を開始するにあたり調達業務に支障をきたさぬよう、適切な引継ぎを行うこと。
 - (9) その他
 - 本業務を遂行するにあたっては、当院の物品管理業務受託者との連携を十分に図ること。

以 上